

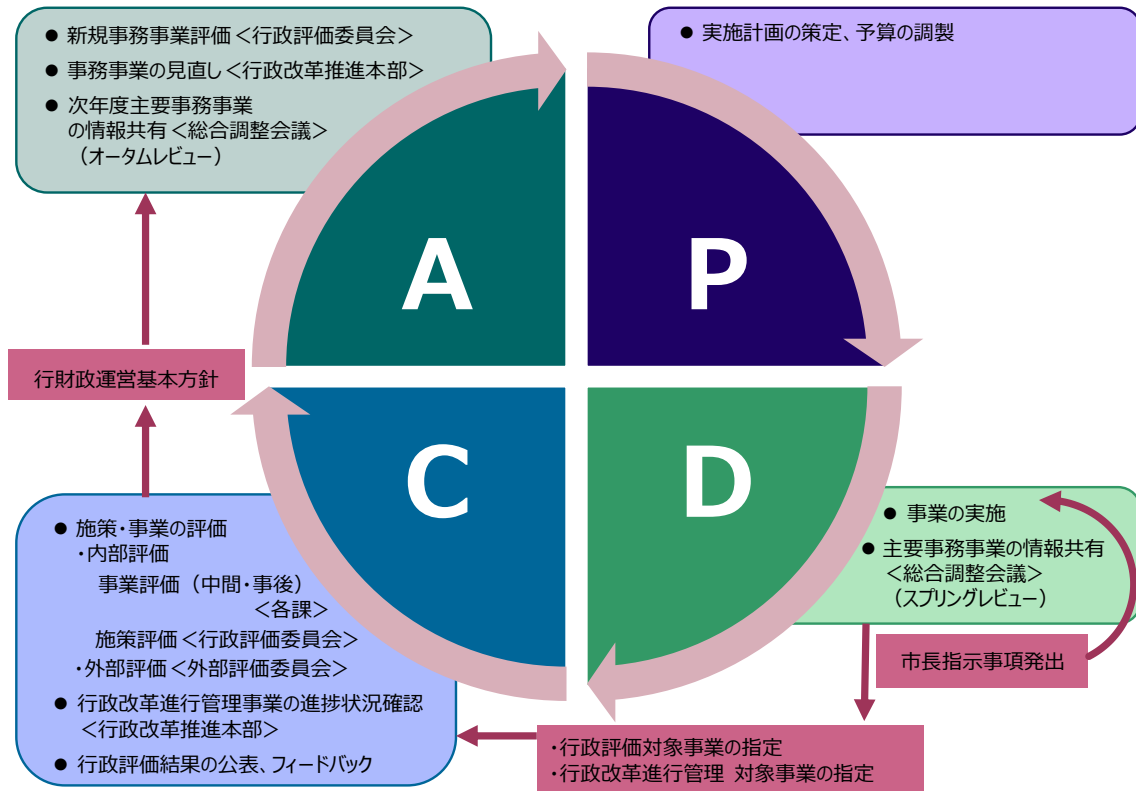
経営管理システムについて

(1) 経営管理システムの概要

市では、行政評価の結果をより事務事業に活用していくため、事業の計画・予算、進行管理、評価（行政評価）、改善を繰り返し行い、市の行政活動に経営資源（ヒト・モノ・カネ）を有効かつ効率的に活用する仕組みとして、経営管理システム（PDCA サイクル）を構築し、行政活動の成果を検証しながら、行政サービスや計画づくり、予算に反映しています。

令和5年度からは、行政評価の中に新たに外部評価を導入するなど経営管理システム（PDCA サイクル）の見直しを行い、より効果的かつ効率的な行財政運営の推進を図っています。

令和5年度からの経営管理システム（PDCAサイクル）



○経営管理システム（PDCAサイクル）の1サイクルあたりのイメージ

月	n-2年度 (前々年度)	n-1年度 (前年度)	n年度 (当該年度)
4月		【Do】 n-1年度実施計画等に基づく事務事業の実施（通年）	
5月			
6月			【Check】 n-1年度実施事業の内部評価の実施（事後評価）
7月			【Check】 n-1年度実施事業の外部評価の実施
8月			
9月			【Action】 内部評価（事後評価）及び、外部評価結果を踏まえた新規事業の立案・事務事業の改善検討
10月		【Check】 n-1年度実施事業の内部評価の実施（中間評価） 【Action】 内部評価（中間評価）結果を踏まえた事務事業の改善検討	
11月			
12月			
1月			
2月	【Plan】 n-1年度実施計画の策定及び、予算の調製	【Plan】 行政評価結果を踏まえたn年度実施計画の策定及び、予算の調製	【Plan】 行政評価結果を踏まえたn+1年度実施計画の策定及び、予算の調製
3月			

※外部評価委員会の所掌事項に関連するスケジュールのみ記載

(2) 行政評価の概要

市では、目標設定による成果重視の行政システムへの転換、行政の透明性の向上、行政サービスの向上、職員の意識改革や政策立案能力の向上などを図るため、平成14年度から行政評価制度を導入しています。

行政評価は、市民の視点に立った成果重視の市政運営に資するとともに、市政の透明性及び行政サービスの向上を図ることを目的に、市の行政運営における施策及び事務事業（以下「施策等」という。）について、効果等を分析し検証を行うもので、経営管理システムの Check に位置付けられています。

行政評価は、庁内において実施する内部評価（施策評価、新規事務事業評価、中間評価、事後評価）と、内部評価実施後に、学識経験者及び市民等で構成する「羽村市事務事業に関する外部評価委員会」（以下「外部評価委員会」という。）において実施する外部評価で構成されています。

【内部評価について】

内部評価は、施策等について、その実施前又は実施後に市自らが評価を行うものであり、その内容は次のとおりです。

① 施策評価

施策評価は、長期総合計画に掲げる施策を対象に実施するものであり、庁内に設置された「羽村市行政評価委員会」（以下「行政評価委員会」という。）において、評価が行われます。

第六次長期総合計画・前期基本計画における成果指標は、令和2年度に実施した市政世論調査の市民満足度を基準に、それを上回るように取り組むこととされており、次に市政世論調査を実施する令和7年度までは、成果指標の確認が困難であることから、毎年度の施策評価は行わず、次回の市政世論調査の結果を踏まえ、令和8年度において、評価を実施することとしています。

なお、施策評価は外部評価の評価対象であり、外部評価委員会では、令和8年度において評価を実施する予定です。

② 新規事務事業評価

新規事務事業評価は、次年度において、新規に実施又は、実施内容がレベルアップする事務事業を対象に実施するものであり、一次評価は当該事務事業を所管する課長が、二次評価は行政評価委員会において、評価が行われます。

なお、新規事務事業評価は、外部評価委員会における評価対象ではありません。

③ 中間評価

中間評価は、長期総合計画の実施計画を構成する事務事業及び、市長が必要と認める事

務事業を対象に、当該年度における事務事業の実施途中において、その成果等を確認するものであり、当該事務事業を所管する課長が評価を行います。

なお、中間評価は、外部評価委員会における評価対象ではありません。

④事後評価

事後評価は、中間評価を行った事務事業を対象に、その事務事業を実施した翌年度において、その実施結果を確認するものであり、当該事務事業を所管する課長が評価を行います。

事後評価の結果については、行政評価委員会に報告され、成果の確認が行われています。

なお、事後評価については、外部評価の評価対象であり、外部評価委員会では、令和5年度から令和7年度にかけて評価を実施する予定です。

【外部評価について】

外部評価は、庁内での内部評価（施策評価及び、事後評価）実施後に、学識経験者及び市民等で構成する外部評価委員会において評価を行い、内部評価における評価の客観性と評価内容の透明性及び信頼性を向上させるとともに、より効果の高い施策等に改善することを目的に実施するものです。

外部評価委員の任期は2年間で、毎年7月から8月にかけて2回の開催を予定しています。

外部評価委員会では、内部評価の結果の妥当性について、客観的に評価・意見等をいただくものであり、外部評価委員会において、事務事業の継続・改善・廃止等の直接的な判断を行うものではありません。

外部評価委員会からの意見等については、各所管部署にフィードバックしたのち、それぞれにおいて検討が進められ、新規事業の立案や事務事業の改善に繋げるなど、今後の行政運営における参考意見として活用を図ります。

○第六次長期総合計画計画期間内における外部評価委員会のスケジュール（案）

計画期間	第六次長期総合計画・前期基本計画期間				
評価実施年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
評価対象	外部評価委員会 設置なし	令和4年度実施事業	令和5年度実施事業	令和6年度実施事業	—
		コンセプト1	コンセプト3	コンセプト5	総括 (施策評価)
		コンセプト2	コンセプト4	自治体運営の方針	
外部評価委員	委員会設置なし	外部評価委員任期		外部評価委員任期（改選あり）	

計画期間	第六次長期総合計画・後期基本計画期間				
評価実施年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
評価対象	外部評価委員会 設置なし	令和9年度実施事業	令和10年度実施事業	令和11年度実施事業	令和12年度実施事業
		未定	未定	未定	未定
外部評価委員	委員会設置なし	外部評価委員任期（改選あり）		外部評価委員任期（改選あり）	

※令和9年度以降は、現時点での予定